

40歳以上75歳未満の被扶養者のいる組合員の皆さんへ

特定健康診査を受けていない 被扶養者の方に受診をお勧めください

毎年1回

健康診断(特定健康診査)は
必ず受けましょう!

●受診率

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
組合員	94.85%	94.68%	94.70%
被扶養者	47.45%	46.30%	48.48%



重 要	
～ 特定健康診査の際にご持参ください～	
令和元年度特定健康診査受診券(セット券)	
令和元年6月1日 交付	
受診券整理番号	
組合員証番号	
受診者氏名	
性別	
生年月日	
有効期限	
健診内容	特定健康診査 その他(当日保健指導)
窓口での自己負担額	特定健診(基本部分)無料 その他(保健指導)無料
保険者所在地	水戸市笠原町978番26
保険者電話番号	029-301-1413
保険者番号	32080418
保険者名称	茨城県市町村職員共済組合 (55948)
契約とりよめ機関名	集合A①、集合A②、集合B①、集合B②
支払代行機関番号	94899010
支払代行機関名	社会保険診療報酬支払基金

当組合では、法令により40歳以上75歳未満の被扶養者の方に対し特定健康診査を実施しています。

本年6月に被扶養者の方へ交付しました「特定健康診査受診券」を使用して、医療機関または居住地の市町村が実施する住民健診、加えて女性被扶養者の方(任意継続組合員とその被扶養者の方を除く。)においては、委託業者である株式会社あまの創健が実施する巡回型健診を無料で受診することができますので、まだ被扶養者の方が受診していないときは、組合員の方から受診をお勧めください。

※医療機関については当組合ホームページ(「共済組合のしおり」の福祉事業)に掲載していますのでご覧ください。

※「特定健康診査受診券」を紛失した場合等は再交付しますので、「特定健康診査受診券再交付申請書」を提出してください。(当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)

※人間ドックを利用される方は、人間ドックの検査項目に特定健康診査の検査項目が全て含まれていますので、上記の特定健康診査を受診する必要はありません。

健診を受けていない方へ受診勧奨の通知をお届けします!

組合員(任意継続組合員の方を除きます。)の被扶養者の方で、昨年度、特定健康診査を受けておらず今年度も未受診の方に受診勧奨の通知を送付しますので、届いた方は案内をご覧ください、健診を受けましょう。



パート先等で受診した健診結果の提出のお願い

パート等でお勤めされている被扶養者の方が職場で健診を受診されている場合は、特定健康診査を受診する必要はありません。健診結果表(写)を当組合に提出いただくことにより、当組合の特定健康診査受診率に含まれますので、ご協力をお願いします。



消費税率改定に伴う人間ドック料金の変更について

「いばらき共済」令和元年7月号(No.318)で、消費税率改定に伴う人間ドックの基本料金変更についてお知らせしましたが、詳細については「いばらき共済」令和元年11月号(No.320)「人間ドック指定健診機関一覧表」にて掲載いたします。